仕様書

１．件名　令和８年度苅田港湾事務所地下貯蔵タンク等法定点検

２．概要

当業務は、苅田港湾事務所庁舎内に設置している、自家発電設備用燃料の地下貯蔵タンク等の法定点検を実施するものである。

３．履行期間

契約締結日から令和９年２月２６日までとする。

４．作業内容

名称	規格・形状寸法	単位	数量	備考
地下貯蔵タンク等 法定点検		式	1	
法定点検 地下貯蔵タンク 地下埋設配管	漏洩点検	式	1	タンク容量 軽油 3,100L
報告書作成	地下タンク等定期点検実施結果報告書	式	1	
消防署手続き	書類提出（危険物製造所等定期点検実施結果報告書）	式	1	

５．点検

漏洩点検については「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について（令和元年８月２７日付消防危第１２０号)」に基づき実施すること。

６．検査

本仕様書のとおり履行されたことの確認をもって検査とする。

７．支払方法

検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から３０日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込による方法にて支払う

８．暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（1）契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

（2）（1）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（3）（1）及び（2）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

（4）当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

9．その他

（1）本点検の実施により知り得た情報並びに結果は、当局の承諾なしに部外に流用してはならない。

（2）本点検中に既存工作物に損傷を与えた場合は、速やかに当局職員に報告し、受注者にて原形復旧するものとする。

（3）本業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、当局職員と協議するものとする。